

## 平成27年度行政事業レビューシート( 厚生労働省 )

事業名	介護給付費負担金			担当部局	老健局		作成責任者
事業開始年度	平成12年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	介護保険計画課		介護保険計画課長 榎本 健太郎
会計区分	一般会計			政策・施策名	IX-3-2 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	介護保険法第121条、同法第124条の2第2項、介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令			関係する計画、通知等	介護保険事業計画、介護給付費等負担金交付要綱		
主要政策・施策	高齢社会対策、男女共同参画			主要経費	社会保障		
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	・介護保険制度の安定的な運営を図るため、国庫負担を行う。  ①保険者(市町村)に対し、法律に基づき、介護給付及び予防給付等に要する費用の負担を行う。 ②保険者(市町村)が行う低所得者の第一号介護保険料の負担軽減を目的とした介護保険特別会計への繰入れ事業に対する負担を行う。						
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	○介護給付及び予防給付等に要する費用の負担割合 ・国…(1)介護給付費負担金 施設15%、その他20% 1号保険料…22% (2)介護給付費財政調整交付金 5%                   2号保険料…28% ・都道府県…施設17.5%、その他12.5% ・市町村…12.5%						
実施方法	負担						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求		
	当初予算	1,468,636	1,570,601	1,668,041	1,703,119		
	補正予算	-	-	-	-		
	前年度から繰越し	-	-	-	-		
	翌年度へ繰越し	-	-	-			
	予備費等	-	-	-	-		
	計	1,468,636	1,570,601	1,668,041	1,703,119	0	
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	執行額	1,468,636	1,556,415	1,634,449			
	執行率(%)	100%	99%	98%			
	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 - 年度
	-	-	成果実績 課題数	-	-	-	-
定量的な目標 が設定できな い理由及び定 性的な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由	目標値	%	-	-	-	-
		達成度	%	-	-	-	-
		定性的な成果目標と24~26年度の達成状況・実績					
定量的な成果目標 の設定が困難な 場合	本負担金は、法で定めるところにより、介護給付及び予防給付に要する費用を国が一部負担するものであり、国が一定の目標を定めて執行をするものではないため。			介護給付及び予防給付等に要する費用を国が一部負担することにより、介護保険制度の安定的な運営を図る。平成26年度に当該負担金を交付した市町村数は1579市町村である。			
	事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	-	実績	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込
	保険者数		活動実績 市町村	1,580	1,580	1,579	
			当初見込み 市町村	1,580	1,580	1,579	1,579
単位当たり コスト	算出根拠		単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込
	単位当たりコスト=X/Y X:「執行額(百万円)」 Y:「保険者数」		単位当たり コスト 百万円	929	985	1,056	1,079
			計算式 X/Y	1,468,636/ 1,580	1,556,415/ 1,580	1,634,449/ 1,579	1,703,119/ 1,579

平成 27 （単位： 百 万 円） 年度予算内訳	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由
	介護給付費等負担金	1,703,119		
	計	1,703,119	0	

事業所管部局による点検・改善							
	項目	評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、国は本制度が十分にその機能を果たし、かつ安定が確保されるよう努める責務がある。その具体的な責務の表れとして、国費が投入されているところである。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	安定的な制度運営のため、公的責任が生じることから国、自治体、被保険者で費用負担を分担している。				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みであり、極めて優先度が高いものである。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-				
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	介護保険制度の費用負担構成は法定事項であり、受益者との負担関係は妥当である。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	単位当たりコスト水準については、介護給付費が伸びていく中、比較的安定した伸び率で推移している。				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の使途は法定事項であり、真に必要なものに限定されている。				
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-				
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	-				
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	-	-				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果のあるいは低コストで実施できているか。	-	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績については、十分に見込みに見合ったものになっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	○	介護給付費負担金は、介護給付費の20%について、国が各保険者に定率補助するものであるが、介護給付費財政調整交付金は、介護給付費の5%を財源として各保険者の責めによらない給付費増を財政調整するものであり、各保険者に定率補助をするものではない。				
点検・改善結果	所管府省・部局名 厚生労働省老健局	事業番号 839	事業名 介護給付費財政調整交付金				
	点検結果 改善の方向性	介護保険法第121条に規定する介護給付及び予防給付等に要する費用に係る国の負担金等であり、平成26年度においては1,579の保険者に対し本負担金を交付することにより、各保険者における安定的な介護保険制度の運営に寄与している。 今後についても、介護給付費の見込み等を分析し、介護保険制度の安定的な運営を図るために、引き続き、必要な予算を確保し、適正かつ効率的な執行に努めてまいりたい。					
外部有識者の所見							
備考							
関連する過去のレビュー・シートの事業番号							
平成22年度	547	平成23年度	497	平成24年度			
平成25年度	826	平成26年度	827				

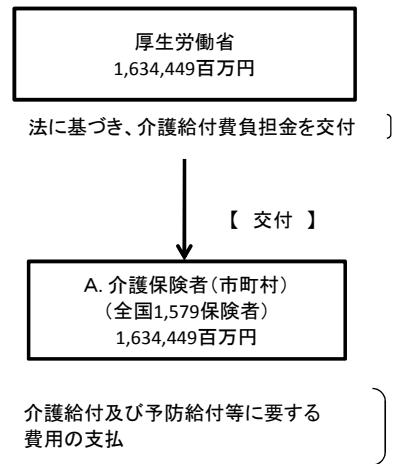
※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

- 介護保険給付の負担割合(平成26年度)  
・国…(1)介護給付費負担金 施設15%、その他  
20%  
    (2)介護給付費財政調整交付金 5%  
    ・都道府県…施設17.5%、その他12.5%  
    ・市町村…12.5%  
    ・1号保険料…21%  
    ・2号保険料…29%

介護給付費財政調整交付金(別シート参照)

介護 給付費 負担金	都道府 県	市町 村	1号保険 料	2号保険 料

#### 平成26年度実績



**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位：百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.横浜市			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
保険給付費	介護保険給付	40,633				
計		40,633	計			0

#### 支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	横浜市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	40,633	-	-
2	大阪市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	39,370	-	-
3	名古屋市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	27,871	-	-
4	札幌市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	21,010	-	-
5	京都市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	20,390	-	-
6	神戸市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	20,394	-	-
7	福岡市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	15,349	-	-
8	北九州市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	14,552	-	-
9	広島市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	14,450	-	-
10	川崎市	介護給付及び予防給付等に要する費用を法律に基づき負担	12,999	-	-